

《三条市からのお知らせ》

三条市定額減税補足給付金（不足額給付）のご案内

定額減税補足給付金とは、令和6年分所得税及び令和6年度個人住民税所得割において、定額減税しきれなかった方に対し、その金額を1万円単位に切り上げて支給するものです。

また、不足額給付とは、税制度上、扶養親族の対象外であるために、本人及び扶養親族等として定額減税及び当初給付金の対象外であって、かつ低所得世帯向け給付の対象世帯主（又は世帯員）にも該当しなかった方に対し、原則4万円を支給するものです。

注：低所得世帯向け給付とは、令和5年度の個人住民税非課税世帯（又は均等割のみ課税世帯）への給付（7万円／10万円）並びに令和6年度新たな非課税世帯（又は新たな均等割のみ課税世帯）への給付（10万円）のことです。

支給対象者

令和7年1月1日時点で三条市にお住まいの方で、次の1～3の全ての要件を満たす方

1. 令和6年分所得税及び令和6年度個人住民税所得割ともに定額減税前税額が0円であること
（本人として定額減税の対象外であること）
2. 税制度上、「扶養親族」対象外（事業専従者（青色・白色）、合計所得金額48万円超のいずれか）であること
（扶養親族等として定額減税の対象外であること）
3. 低所得世帯向け給付の対象世帯主又は世帯員に該当していないこと

【注意事項】

ただし、納税義務者本人の令和6年分所得税及び令和6年度住民税における合計所得金額が1,805万円を超える方は対象外となります。

また、必要な手続等が完了する前に支給対象者が死亡した場合、給付金は支給されません。



「振り込め詐欺」や「個人情報の搾取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市町村や国（の職員）などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署又は警察相談専用電話（＃9110）にご連絡ください。

支給金額（モデルケース）

原則 4 万円（ただし、令和 6 年 1 月 1 日時点で国外居住者であった場合など、課税状況によって、3 万円から 1 万円となる場合があります。）

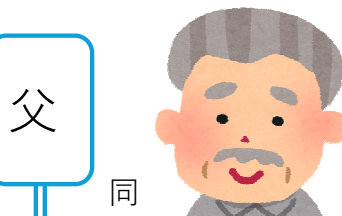
〈例〉 合計所得金額が 48 万円超であり、令和 6 年分所得税及び令和 6 年度個人住民税所得割額が 0 の場合

父：年金収入あり（非課税）

例）公的年金収入 158 万円超～
概ね 170 万円以下

※合計所得金額が 48 万円超であるが、
所得控除などにより税額が発生しない。

父の合計所得金額が 48 万円
を超えるため、税法上、
扶養親族にできない。



同一世帯

父

息子

同一世帯

扶養親族として申告



息子：収入あり（納税者）

本人及び妻分の定額減税対象

所得税…………… 3 万円 × 2 人
個人住民税所得割… 1 万円 × 2 人
→ 計 8 万円の減税（又は給付）を
受けている。



妻

妻：収入なし（非課税）

本人は定額減税、当初給付の対象外

合計所得金額が 48 万円以下
→ 夫の扶養親族として、夫が妻の分の
定額減税を受けている。

・ 令和 6 年分所得税
・ 令和 6 年度住民税所得割
いずれも **非課税**
→ 定額減税、当初給付の対象外

合計所得金額が 48 万円超
→ 息子の扶養親族としても定額
減税対象外

世帯内に個人住民税所得割が課さ
れている人がいる
→ 低所得世帯向け給付金の対象外

父は不足額給付の
対象となる

手続方法

同封されている「三条市定額減税補足給付金（不足額給付）支給口座確認書」の内容を確認し、オンライン申請を行ってください。オンライン申請が困難な方は、必要事項を記入し、必要書類を貼付して返送してください。

申請期限：令和 7 年 10 月 31 日（金）（当日消印有効）

支給予定日：オンライン申請又は確認書提出後、不備がなければ 1 か月半～2 か月

◎記入後の確認書をコピー又はスマートフォン等で撮影しておく、支給額や支給口座を確認するのに役立ちます。

【お問合せ】 三条市不足額付金コールセンター

☎ 0120-229-345 / 8:30～20:00（土・日曜日、祝日を含む。）